

秩父広域市町村圏組合告示第33号

秩父広域市町村圏組合管理者は、令和7年4月30日で任期満了となるため、新たに管理者が互選されるまでの間、秩父広域市町村圏組合規約（昭和45年埼玉県知事指令地第761号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおりその職務を代理する。

記

1 職務代理の期間

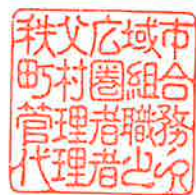
令和7年5月1日から管理者が互選されるまでの間

2 職務代理人

秩父広域市町村圏組合管理者職務代理人

副管理者 森 真太郎

3 使用する印影



令和7年4月21日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀

